

問い合わせ  
消費生活センター ☎01500  
生活課生活係(東原庁舎内) ☎内線77351

## 市制施行60周年記念事業 消費者講演会を開催します

消費生活センターでは、「賢い消費者になろう～私達のくらしと法律～」をテーマに講演会を開催します。  
テレビでおなじみの菊地幸夫さんをお招きして、私たちの生活と法律について分かりやすくお話してまいります。

とき 11月9日(日)午後1時～3時(正午受け付け開始)  
ところ 保健福祉センター4階多目的ホール  
参加費 無料



菊地幸夫さん(弁護士)

## 悪質な電話勧誘にご注意 消費生活の窓

問い合わせ  
消費生活センター ☎01500

消費者の関心や不安に付け込み、電話で根拠のない効能を告げたり、しつこく勧誘するなどして、高額な健康食品を購入させるといった悪質な勧誘が跡を絶ちません。身の回りの高齢者に対し、家族や近所で声を掛け合うなどのほか、以下の内容を確認して悪質な勧誘を回避しましょう。

### 悪質業者の大口

- 親しげな口調や世間話などで、あなたの体調や日頃の不安を心配し油断させる
  - 医学的な効能や特別割引などをうたう
  - 試供品を勧め、高額な送料を請求するほか、定期購入の契約につなぐ
- ※勧誘を行う場合、業者は始めに勧誘目的であることを告げる義務があります

### 対応の仕方

- 「いいません」、「興味ありません」などはっきり断る
  - 電話を切る。留守番電話で対応する
  - 「後にしてください」など曖昧な言葉を使わない
  - 試供品であっても必要でなければ断る
  - 相手のペースで長話をしない
- ※早く電話を切りたいと思えば商品発送を了承すると、後日高額な商品の勧誘につながります

期限までに「扶養親族等申告書」を提出しましょう

老齢年金は所得税法により課税の対象となります。支払われる年金から控除を行い、残りの額から所得税が差し引かれます。老齢厚生年金、または老齢基礎年金受給者の人は、毎年10月下旬に日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に、必要事項を記入して期限内に必ず提出してください。提出しないと扶養控除などの控除が受けられず、提出した場合と比べて税金が多く徴収されることがあります。申告書の送付対象者は次のとおりです。

- 65歳以上で158万円以上の年金受給者
- 65歳未満で108万円以上の年金受給者

問い合わせ 渋川年金事務所 客係相談室 ☎0279-16138

年金の窓口からお知らせ

## 開催します

## 男女共同参画セミナー

市では、性別にかかわらず誰もが個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指し、セミナーを開催します。

問い合わせ 生活課協働推進係(保健福祉センター内) ☎内線76212



本年度は、「人口減少から故郷を守るために！」をテーマに3回の講座を開催します。

近年、少子化や若者の都市部への流失などによる人口減少が問題となっています。この問題について、今からできることを皆さんと一緒に考えてみませんか。家族や友達を誘い合わせの上、気軽にご参加ください。

ところ 保健福祉センター3階 研修室

※託児あり(各講座の1週間前までに予約が必要です)

参加費 無料

申し込み 電話、ファクス、またはEメールで生活課協働推進係へ

電話・ファクス ☎08444

Eメール numatanchi@ia5.ikc.jp

### 日程・講義内容

回	テーマ	日時	時間	会場	講師
第1回	「ふるさと沼田」消滅の危機～地域から人がいなくなる現状～	10月29日(水) 午後2時～3時30分	90分	3階 研修室 共愛学園前橋国際大学 地域共生研究センター 前田由美子さん	
第2回	地域を守るのは私たち！～今の沼田はどんな状況？～	11月5日(水) 午後2時～4時	120分		
第3回	地域を守るのは私たち！～守ろう沼田、そのためには～	11月12日(水) 午後2時～4時	120分		

### 男女共同参画社会に関する市民意識調査にご協力を

男女共同参画社会の実現を目指し、来年度から第3次男女共同参画計画の策定に取り組みます。この計画の基礎資料とするため、市民の皆さんの意識などについて調査を実施します。

調査は無作為に抽出した2,000人に対し、10月8日(水)に調査用紙を送付し実施します。調査用紙が届いた人はご協力をお願いします。

提出期限 10月24日(金)



## DV ドメスティック・バイオレンスは人権侵害です

DVとは、配偶者や恋人などから振られる身体的、精神的、経済的暴力などのことです。このような暴力で相手を支配しようとする行為は、重大な人権侵害であり明らかな犯罪です。身近な間柄であっても、どんな場合であっても、暴力は決して許されるものではありません。DVは女性から男性への暴力もありますが、被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。

### 暴力の形態

- ◎身体的暴力・・・殴る蹴る、首を絞める、髪の毛を引っ張る
  - ◎精神的暴力・・・大声で怒鳴る、無視をする
  - ◎性的暴力・・・嫌がっているのに性行為を強要する
  - ◎経済的暴力・・・生活費を渡さない、仕事を辞めさせる
  - ◎社会的暴力・・・実家や友人との付き合いを制限・監視する、電話やメールを細かくチェックする
  - ◎子供を利用した暴力・・・子どもに暴力を見せる、危険にさらす
- ※このほか、暴力にはさまざまなものがあります

問い合わせ 生活課協働推進係(保健福祉センター内) ☎内線76212



### DVに関する相談窓口 ☎027(261)4466

#### ◎群馬県女性相談センター

#### 相談受付時間

- ・月～金曜日 午前9時～午後8時
- ・土・日曜日、祝日 午後1時～5時(相談は無料です。秘密は固く守ります)

◎緊急時は110番、または警察署へ